別添七十４・１・１・中「合計最大光度要件」を「4.1.の表(1)の最大光度要件」に改める。

別添七十一４・１・後段を削り、表を次のように改める。

補助制動灯の種類		最小光度cd	最大光度cd	
			(1)　単一の補助制動灯の最大光度	(2)　自動車の後面の片側にある複数の灯器で構成される補助制動灯の灯器１個の最大光度
Ｓ３	固定光度	25	110	55
Ｓ４	可変光度	25	160	80

別添七十一４・１・１・中「合計最大光度要件」を「4.1.の表(1)の最大光度要件」に改める。

別添七十三４・１・中「、２ｂ、３又は４」を「又は２ｂ」に改め、表を次のように改める。

方向指示器の種類		最小光度cd	最大光度cd	
			(1)　単一の方向指示器の最大光度	(2)　自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される方向指示器の灯器１個の最大光度
１		175	1000	500
１ａ		250	1200	600
１ｂ		400	1200	600
２ａ	固定	50	500	250
２ｂ	可変	50	1000	500
５		0.6	280	140
６		50	280	140

注）「種類１」とは、自動車の前部に備える方向指示器であって、すれ違い用前照灯又は前部霧灯との間隔が40㎜以上のものをいう。

「種類１ａ」とは、自動車の前部に備える方向指示器であって、すれ違い用前照灯又は前部霧灯との間隔が20㎜超え40㎜未満のものをいう。

「種類１ｂ」とは、自動車の前部に備える方向指示器であって、すれ違い用前照灯又は前部霧灯との間隔が20㎜以下のものをいう。

「種類２ａ」とは、自動車の後部に備える方向指示器であって、固定光度のものをいう。

「種類２ｂ」とは、自動車の後部に備える方向指示器であって、可変光度のものをいう。

「種類５」とは、種類６以外の自動車の両側面に備える方向指示器をいう。

「種類６」とは、次の自動車の両側面に備える方向指示器をいう。

・専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもので、その長さが６ｍを超えるもの。

・その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車で、その長さが６ｍを超えるもの。

・貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のもので、その長さが６ｍを超えるもの。

・その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの形状に類する自動車で、その長さが６ｍを超えるもの。

・貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔを超えるもの。

・その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔを超えるものの形状に類する自動車。

別添七十三４・１・１・中「単一の方向指示器に規定された最大光度要件に1.4を乗じた値」を「4.1.の表(1)の最大光度要件の値」に改め、４・１・２・中「合計最大光度要件」を「4.1.の表(1)の最大光度要件」に改め、４・４・１・１・中「種類４及び５」を「種類５」に改め、４・４・３・１・中「、２ｂ、３及び４（前方向）のものの光度は0.3cd以上であること。」を「及び２ｂ（昼間）のものの光度は0.3cd以上、種類２ｂ（夜間）のものの光度は0.07cd以上であること。」に改め、４・４・３・２・及び４・４・３・３・を次のように改める。

4.4.3.2.及び4.4.3.3.　削除

別添七十三４・４・３・３・を次のように改める。

別添七十三別紙１中「、３」を削り、図４及び図５を次のように改める。

図４及び図５　削除

別添七十三別紙２の１・２・４・中「、２ｂ、３及び４（前部）」を「及び２ｂ」に、１・３・１・中「、２ｂ、３及び種類４」を「及び２ｂ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第十二項中「同規則第７改訂版」を「同規則第７改訂版補足改訂版」に、「同規則第６改訂補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に、「同規則第５改訂補足改訂版」を「同規則第５改訂版補足改訂版」に改める。

第二十九条第十項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条第十一項中「協定規則第九十八号補足第十二改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十三改訂版」に、「協定規則第百十二号補足第十一改訂版」を「協定規則第百十二号補足第十二改訂版」に改め、同条第十三項中「協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」に改め、同条に次の二項を加える。

14　平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添七十二４・１・２・及び４・２・２・中「協定規則第九十八号補足第十二改訂版」を「協定規則第九十八号補足第十三改訂版」と読み替えることができる。